

国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領</u></p>	<p><u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領</u></p>
<p>第1 趣旨 <u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策</u>の実施については、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付等要綱</u>（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。</p>	<p>第1 趣旨 <u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等</u>の実施については、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱</u>（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。</p>
<p>第2 事業の内容 <u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策</u>は、<u>次</u>の各号により掲げる事業（以下「<u>交付金事業</u>」という。）により構成されるものとする。</p>	<p>第2 事業の内容 <u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等</u>は<u>次</u>の各号に掲げる事業により構成されるものとする。</p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>(1) 合板・製材生産性強化基金事業</u> <u>ア 合板・製材生産性強化基金活用事業</u>（以下「<u>基金活用事業</u>」という。） <u>イ 基金管理運営事業</u></p>
<p><u>(1) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業</u>（以下「<u>合板製材事業</u>」という。）</p>	<p><u>(2) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業</u>（以下「<u>合板製材事業</u>」という。）</p>
<p><u>(2) 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業</u>（以下「<u>花粉削減事業</u>」という。）</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u></p>
<p>第3 <u>体質強化・花粉削減計画</u>等 1 <u>体質強化・花粉削減計画</u></p>	<p>第3 <u>供給力・体質強化計画</u>等 1 <u>供給力・体質強化計画</u></p>
<p>(1) 都道府県知事は、交付要綱第5の規定に基づき、様式1により<u>体質強化・花粉削減計画</u>を作成し、様式2により林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。 なお、<u>体質強化・花粉削減計画</u>の対象区域が複数の都道府県にまたがる場合は、当該都道府県知事の連名により作成、申請するものとする。</p>	<p>(1) 都道府県知事は、交付要綱第5の規定に基づき、様式1により<u>供給力・体質強化計画</u>を作成し、様式2により林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。 なお、<u>供給力・体質強化計画</u>の対象区域が複数の都道府県にまたがる場合は、当該都道府県知事の連名により作成、申請するものとする。</p>
<p>(2) <u>体質強化・花粉削減計画</u>の目標を定める指標（以下「<u>目標指標</u>」という。）は、<u>体質強化・花粉削減計画</u>に位置付けられた木材加工流通施設ごとに別表3の指標のガイドラインに基づき記載する。</p>	<p>(2) <u>供給力・体質強化計画</u>の目標を定める指標（以下「<u>目標指標</u>」という。）は、<u>供給力・体質強化計画</u>に位置付けられた木材加工流通施設ごとに別表3の指標のガイドラインに基づき記載する。</p>
<p>(3) <u>体質強化・花粉削減計画</u>の重要な変更は、第1号に基づき作成する<u>体質強化・花粉削減計画</u>の計画事項のうち次のいずれかに該当する場合とし、</p>	<p>(3) <u>供給力・体質強化計画</u>の重要な変更は、第1号に基づき作成する<u>供給力・体質強化計画</u>の計画事項のうち次のいずれかに該当する場合とし、第1号</p>

第1号の規定を準用するものとする。	の規定を準用するものとする。
ア <u>交付金事業に要する経費</u> の総額の30%を超える増減	ア <u>基金活用事業に要する経費</u> （以下「 <u>基金活用事業費</u> 」という。）及び <u>合板製材事業に要する経費</u> （以下「 <u>合板製材事業費</u> 」という。）のそれぞれの総額の30%を超える増減
イ～シ（略）	イ～シ（略）
(4) <u>体質強化・花粉削減計画</u> の軽微な変更は、前号に規定する重要な変更以外の変更とし、その報告は、様式1により変更した <u>体質強化・花粉削減計画</u> を作成し、様式2により林野庁長官等に報告するものとする。	(4) <u>供給力・体質強化計画</u> の軽微な変更は、前号に規定する重要な変更以外の変更とし、その報告は、様式1により変更した <u>供給力・体質強化計画</u> を作成し、様式2により林野庁長官等に報告するものとする。
(5) 都道府県知事は、 <u>体質強化・花粉削減計画</u> の作成（第3号及び第4号に基づき行う変更を含む。）に当たって、原木の需要と供給との調整や事業の円滑な実施のための調整等を行うことが必要な場合にあつては、 <u>交付金事業</u> を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業者、木材加工業者等から構成される地域連絡会議を設置することができる。また、地域連絡会議を開催すること等により、 <u>交付金事業</u> を実施する森林組合等の林業事業者、木材加工業者等との連携を確保するものとする。	(5) 都道府県知事は、 <u>供給力・体質強化計画</u> の作成（第3号及び第4号に基づき行う変更を含む。）に当たって、原木の需要と供給との調整や事業の円滑な実施のための調整等を行うことが必要な場合にあつては、 <u>基金活用事業及び合板製材事業</u> を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業者、木材加工業者等から構成される地域連絡会議を設置することができる。また、地域連絡会議を開催すること等により、 <u>基金活用事業及び合板製材事業</u> を実施する森林組合等の林業事業者、木材加工業者等との連携を確保するものとする。
2 都道府県年度事業計画 (削る。)	2 都道府県年度事業計画 <u>(1) 基金活用事業</u>
	ア 都道府県知事は、 <u>交付要綱第5の規定に基づき、毎年度、基金活用事業の開始前に、林野庁長官等が承認する供給力・体質強化計画を踏まえて、様式3により当該年度の事業計画（以下「都道府県年度事業計画」という。）を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。</u>
	イ 都道府県年度事業計画の重要な変更は、 <u>アに基づき作成する都道府県年度事業計画の計画事項のうち、別表1の第1のメニュー①欄における1から3までに掲げる事業に要する基金活用事業費（国庫）のそれぞれの総額の30%を超える増減に該当する場合とし、アの規定を準用するものとする。</u>
	ウ <u>ア及びイの規定にかかわらず、都道府県知事が、別表1の第1のメニュー①欄における1の事業を実施する場合にあつては、アに定める林野庁長官等の承認を要しないものとする。</u>
(削る。)	<u>(2) 合板製材事業</u>
<u>(1)</u> 都道府県知事は、 <u>交付要綱第5の規定に基づき、毎年度、交付金事業の開始前に、体質強化・花粉削減計画を踏まえて、様式3により都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。</u>	ア 都道府県知事は、 <u>交付要綱第5の規定に基づき、毎年度、合板製材事業の開始前に、供給力・体質強化計画を踏まえて、様式3により都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。</u>
<u>(2)</u> （略）	イ（略）
<u>(3)</u> 都道府県年度事業計画の重要な変更は、 <u>(1)</u> に基づき作成する都道府県	ウ 都道府県年度事業計画の重要な変更は、 <u>ア</u> に基づき作成する都道府県

<p>年度事業計画の計画事項のうち、別表1の<u>第1</u>のメニュー①欄における1から<u>4</u>まで及び<u>第2</u>のメニュー①欄における1から<u>4</u>までに掲げる事業に要する交付金事業費（国庫）のそれぞれの総額の30%を越える増減に該当する場合とし、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。</p>	<p>年度事業計画の計画事項のうち、別表1の<u>第3</u>のメニュー①欄における1から<u>5</u>までに掲げる事業に要する交付金事業費（国庫）のそれぞれの総額の30%を越える増減に該当する場合とし、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。</p>
<p><u>(4)</u> 都道府県年度事業計画の軽微な変更は<u>(3)</u>に規定する重要な変更以外のものとし、その報告は、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別表1の<u>第1</u>のメニュー①欄の3のうちメニュー②欄における<u>1から3及び第2のメニュー①欄の2のうちメニュー②欄における1、2</u>に掲げる事業は除く。</p>	<p><u>エ</u> 都道府県年度事業計画の軽微な変更は<u>ウ</u>に規定する重要な変更以外のものとし、その報告は、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別表1の<u>第3</u>のメニュー①欄の3のうちメニュー②欄における<u>1～3</u>に掲げる事業は除く。</p>
<p><u>(5)</u> <u>(1)</u>、<u>(3)</u>及び<u>(4)</u>の規定にかかわらず、都道府県知事が、別表1の<u>第1</u>のメニュー①欄における1の事業を実施する場合にあっては、<u>(1)</u>に定める林野庁長官等の承認を要しないものとする。</p>	<p><u>オ</u> <u>ア</u>、<u>ウ</u>及び<u>エ</u>の規定にかかわらず、都道府県知事が、別表1の<u>第3</u>のメニュー①欄における1の事業を実施する場合にあっては、<u>ア</u>に定める林野庁長官等の承認を要しないものとする。</p>
<p>第4 事業の実施 (削る。)</p>	<p>第4 事業の実施 <u>1</u> 基金活用事業</p>
	<p><u>(1)</u> 基金活用事業は、<u>第3</u>の供給力・体質強化計画及び都道府県年度事業計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の経路を経て実施するものとする。</p>
	<p><u>(2)</u> 基金活用事業に係る補助金の支払の請求、受領及び事業実施主体への補助金の交付並びに事業実施の指導・監督に係る事務は、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行うものとする。</p>
	<p><u>(3)</u> 都道府県知事等は、基金活用事業の実施に当たっては、交付要綱第31の第3項で定める条件等を遵守するとともに、当該条件を遵守するために必要な規程等を定め、事業実施主体に対し、本事業を実施するために必要な規程を通知しなければならない。</p>
	<p><u>(4)</u> 都道府県知事は、都道府県年度事業計画の範囲内で補助金の支払を請求するときは、事業の執行状況等の検査を行い、その結果を踏まえて様式4により支払請求書を交付要綱第3第1項第1号の規定に基づき選定された団体（以下「基金設置団体」という。）に提出する。</p>
	<p><u>(5)</u> <u>(4)</u>の規定による提出を受けた基金設置団体は、都道府県知事に補助金を支払う。</p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>2</u> 合板製材事業</p>
<p><u>1</u> <u>第3</u>の体質強化・花粉削減計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の経路を経て実施するものとする。</p>	<p><u>(1)</u> 合板製材事業は、<u>第3</u>の供給力・体質強化計画及び都道府県年度事業計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の経路を経て実施するものとする。</p>
<p><u>2</u> 交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事が行うものとする。</p>	<p><u>(2)</u> 合板製材事業に係る交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事が行うものとする。</p>
<p>第5 事業実施の報告</p>	<p>第5 事業実施の報告</p>

<p>都道府県知事は、毎年6月末日までに、様式3により前年度に実施した<u>交付金事業</u>の実施結果を林野庁長官等に報告する。</p>	<p><u>1</u> 都道府県知事は、毎年6月末日までに、様式3により前年度に実施した<u>基金活用事業及び合板製材事業</u>の実施結果を林野庁長官等に報告する。</p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>2</u> <u>基金設置団体は、毎年7月末日までに、様式5により前年度に実施された基金活用事業及び基金の管理運営の実績をとりまとめ、林野庁長官等に報告する。</u></p>
<p>第6 <u>体質強化・花粉削減計画</u>の達成状況の報告等</p>	<p>第6 <u>供給力・体質強化計画</u>の達成状況の報告等</p>
<p>1 都道府県知事は、<u>体質強化・花粉削減計画</u>に掲げた目標指標の達成状況について、当該目標の目標年度に調査し、<u>様式4</u>により、当該目標年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。</p>	<p>1 都道府県知事は、<u>供給力・体質強化計画</u>に掲げた目標指標の達成状況について、当該目標の目標年度に調査し、<u>様式6</u>により、当該目標年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。</p>
<p>2 都道府県知事は、目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導、<u>事業実施主体</u>によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について<u>様式5により</u>林野庁長官等へ報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。</p> <p>なお、目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、<u>体質強化・花粉削減計画</u>の目標指標が70%未満となった場合とする。</p>	<p>2 都道府県知事は、目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導<u>及び事業実施主体</u>によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について林野庁長官等へ報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。</p> <p>なお、目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、<u>供給力・体質強化計画</u>の目標指標が70%未満となった場合とする。</p>
<p>3 都道府県知事は改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して3年間、改善措置に対する<u>体質強化・花粉削減計画</u>の達成状況報告を<u>様式4</u>に準じて林野庁長官等へ報告するものとする。</p>	<p>3 都道府県知事は改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して3年間、改善措置に対する<u>供給力・体質強化計画</u>の達成状況報告を<u>様式6</u>に準じて林野庁長官等へ報告するものとする。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>6 都道府県知事は、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況について、第5に定める事業実施報告と併せて、次のとおり林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査その他必要と判断される事項（合板製材事業により整備した木材加工施設ごとの供給力・体質強化計画を踏まえて締結した木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額など）の調査等に協力しなければならない。</p>	<p>6 都道府県知事は、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況について、第5に定める事業実施報告と併せて、次のとおり林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査その他必要と判断される事項（合板製材事業により整備した木材加工施設ごとの供給力・体質強化計画を踏まえて締結した木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額など）の調査等に協力しなければならない。</p>
<p>(1) 目標年度は別表3に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了の翌年度から起算して3年目（<u>民間事業者による苗木増産の支援</u>について、育苗に3年以上を要する場合は5年目）とする。</p>	<p>(1) 目標年度は別表3に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了の翌年度から起算して3年目（<u>コンテナ苗生産基盤施設等の整備</u>について、育苗に3年以上を要する場合は5年目）とする。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>

<p>第7 指導及び助言 林野庁長官等は、第6の1により都道府県知事から達成状況の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、<u>体質強化・花粉削減</u>計画に掲げた目標値の達成状況が低調である場合には、都道府県知事に対して改善措置等を求めるものとする。</p>	<p>第7 指導及び助言 林野庁長官等は、第6の1により都道府県知事から達成状況の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、<u>供給力・体質強化</u>計画に掲げた目標値の達成状況が低調である場合には、都道府県知事に対して改善措置等を求めるものとする。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>第8 <u>基金の運営</u></p>
	<p>1 <u>基金の造成</u> <u>合板・製材生産性強化基金（以下「基金」という。）は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金設置団体が造成するものとする。</u></p>
	<p>2 <u>基金の管理・運用方法</u></p>
	<p><u>(1) 基金設置団体は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。</u></p>
	<p><u>① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については農林水産大臣（以下「大臣」という。）の承諾を得るものとする。ただし、交付要綱第6第1項に定める交付申請書に基金の管理方法を記載したときは、交付要綱第8第1項の規程による交付決定の通知をもって大臣の承諾を得たものとみなすものとする。</u></p>
	<p><u>② 基金の運用のために保有することができる資産は、次のアからウまでに掲げるものとし、これ以外による場合は事前に大臣の承諾を得るものとする。</u></p>
	<p><u>ア 国債、地方債その他確かかつ有利な有価証券の取得</u></p>
	<p><u>イ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）</u></p>
	<p><u>ウ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権</u></p>
	<p><u>(2) 基金の運用及び取崩しによる収入は、基金活用事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに基金活用事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。</u></p>
	<p><u>(3) 基金設置団体は、基金の解散前に都道府県知事から補助金等の返還があった場合は、その国費相当額を基金に繰り入れるものとする。</u></p>
	<p>3 <u>基金の残額の取扱い</u> <u>基金設置団体は基金の解散時において、基金に残額がある場合は、これを国庫に返納するものとする。</u></p>
	<p>4 <u>基金管理の遂行が困難となった場合</u> <u>基金設置団体は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p>
	<p>5 <u>基金管理の終了等</u></p>
	<p><u>(1) 基金管理を行う期間は、基金活用事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。</u></p>

	<u>(2) 基金の解散後において、基金活用事業の実施者から都道府県知事に補助金の返還があった場合には、都道府県知事は、その国費相当額を国庫に納付しなければならない。</u>
	<u>6 基金の経理等</u>
	<u>(1) 基金設置団体は、基金の経理について、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。</u>
	<u>(2) 基金設置団体は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。</u>
	<u>(3) 基金設置団体は、間接補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他、法令等に違反したことを知ったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。</u>
	<u>(4) (3)の場合、大臣は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第2項に規定する違反に相当する違反を認めた場合は、基金設置団体に交付された補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u>
	<u>7 基金の検査等</u>
	<u>(1) 大臣は、基金及び基金活用事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置団体若しくは都道府県知事に対し報告を求め、又は農林水産省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。</u>
	<u>(2) 大臣は、(1)の調査により、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事例が明らかになった場合には、基金設置団体又は都道府県知事に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。</u>
	<u>8 基金設置団体に係る重要な変更の報告</u> <u>基金設置団体において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は基金活用事業の指導監督に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は基金活用事業の指導・監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに大臣に報告しなければならない。</u>
	<u>9 基金の見直し等</u>
	<u>(1) 基金設置団体は、基金の保有割合（基金活用事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、当該保有割合、当該算出に用いた算出方法（算式）及びその数値を大臣に報告するとともに、これを公表するものとする。</u>

	<p><u>(2) 基金設置団体は、「補助事業等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定) 3 の(4) のアに該当する基金(以下「使用見込みの低い基金等」という。)を保有する場合、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納などを含め、その基金の取扱いを検討し、その結果を大臣に報告し、公表するものとする。</u></p>
	<p><u>(3) 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討の結果、使用見込みがないものとして補助金等を国庫に返納する場合の返納額は、その時点での基金の残高のうち国庫補助金相当額(法定果実を含む。)を上限とする。</u></p>
	<p>10 基金設置団体による都道府県知事への指導・監督</p>
	<p><u>(1) 事業の実施状況の把握と国への報告</u> 基金設置団体は、都道府県知事に対し、基金活用事業に係る補助金の交付事務の適切かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。</p>
	<p><u>(2) 都道府県知事への指導</u> 基金設置団体は、基金活用事業に係る補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、都道府県に対し必要な改善を指導するものとする。</p>
	<p>11 都道府県知事による基金活用事業の指導・監督 都道府県知事は、基金活用事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次に定める指導・監督を行うものとする。</p>
	<p><u>(1) 事業の実施状況の把握と国への報告</u> 都道府県知事は、基金活用事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣又は基金設置団体に報告するものとする。</p>
	<p><u>(2) 基金活用事業の実施主体の指導</u> 都道府県知事は、基金活用事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣又は基金設置団体に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、基金活用事業の実施主体に対し必要な改善を指導するものとする。</p>
	<p>12 市町村長による基金活用事業の指導・監督 市町村長は、基金活用事業の適正かつ円滑な実施を確保する必要がある場合は、上記 11 に準じた指導監督を行うものとする。</p>
<p>第 8 交付金交付決定前の着手 交付対象事業の着手(装置等の発注を含む。)は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付要綱第 8 第 1 項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式 6により林野庁長官等に提出することとす</p>	<p>第 9 交付金交付決定前の着手 交付対象事業の着手(装置等の発注を含む。)は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付要綱第 8 第 1 項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式 7により林野庁長官等に提出すること</p>

る。	とする。
<u>2 (略)</u>	<u>2 (略)</u>
<u>第9</u> その他 内閣府沖縄総合事務局長は、第3第1項第1号、第3号及び第4号、第3第2項第1号、 <u>第3号及び第4号</u> 、第5、第6第1項から第4項まで及び第6項並びに <u>第8</u> に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。	<u>第10</u> その他 <u>合板製材事業の実施に際して</u> 、内閣府沖縄総合事務局長は、第3第1項第1号、第3号及び第4号、第3第2項第1号 <u>及び第2号</u> 、第5、第6第1項から第4項まで及び第6項並びに <u>第9</u> に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他			種 種 種 種 種	基 式 直 直 直 直 直 直
丸練加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸練加工機 その他	※異体名			直 直
積加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 積加工機 結束機 その他	※異体名			直 直 直
木材乾燥加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※異体名	種		直 直 直 直 直 直
品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 本質資源利用ボイラー施設 本質バイオマス発電施設 ホルダー グレーディングマシン 含水率計 (設置型) ゾーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	※異体名		種 種 種	直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直
新しい木材活用のための加工施設装置	グレーディングマシン 含水率計 (設置型) ホルダー ゾーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 本質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※異体名		種 種 種	直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直
直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鉋盤 かんな盤 木工ワイス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工鉋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョイント 接合機械 プレス その他	※異体名			直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直
木材集出荷販売施設設備	剥皮施設 検知機 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・補装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・補装 その他	※異体名		種 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種	式 基 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直
木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン トラッククレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※異体名	種		直 直 直 直 直 直 直

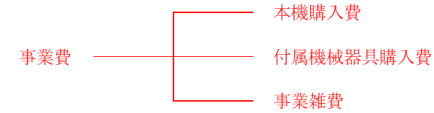
別表 2

区分	補助対象経費
(削る。)	(削る。)
	(削る。)

別表 2

区分	補助対象経費
<u>I 合板・製材生産性強化事業のうち基金活用事業費</u>	<p><u>1 供給力・体質強化計画の策定</u> 供給力・体質強化計画を策定するための地域連絡会議の開催のほか、事業実施のフォローアップのための委託事業の実施等に要する次の経費とする。なお、補助率については定額（10/10以内）とし、供給力・体質強化計画ごとに都道府県あたり500千円を上限とする。</p> <p><u>(1) 人件費</u> 基金活用事業（以下、Iにおいて「事業」という。）に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。</p> <p><u>(2) 技術者給</u> 技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 また、技術者給の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によることとする。</p> <p><u>(3) 賃金</u> アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</p> <p><u>(4) 謝金</u> 開催する会議等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。</p> <p><u>(5) 旅費</u> 事業推進のための会議等の出席に必要な旅費とする。</p> <p><u>(6) 需用費</u> 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。</p> <p><u>(7) 役務費</u> 通信運搬費、手数料等とする。</p> <p><u>(8) 委託料</u> 資料作成、登記事務、測量・調査・調整、コンサルタント等の委託料とする。</p> <p><u>(9) 使用料及び賃借料</u> 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。</p> <p><u>(10) 備品・資機材購入費</u> 事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。</p> <p><u>(11) 原材料費</u> 情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。</p> <p><u>2 木材加工流通施設等整備</u></p> <p><u>(1) 間伐材等加工流通施設整備</u> 国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p>

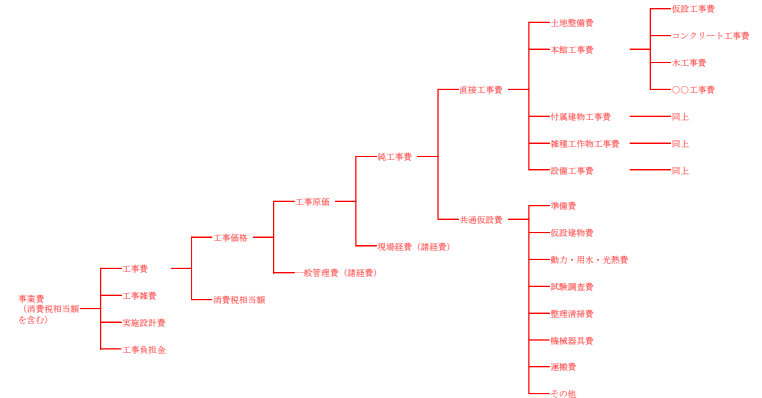
ア 機械器具費



事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費



a. 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i. 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii. 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮 設 建 物 費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試 験 調 査 費	全般的な試験、調査等に要する経費
整 理 清 掃 費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行のとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b. 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要なる旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役員費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役員費
委託料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公課費	

c. 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d. 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

(ア) 指導監督費は補助対象としないものとする。

(イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

(ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

(2) スtockヤード整備

(1) に準ずる。

(3) 木材加工流通施設等整備附帯事業

本附帯事業は間伐材等加工流通施設整備と一体的に実施するものとし、その総額は、事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。国費充当率は1/2以内とし、対象となる経費は事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

ア 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

イ 技術者給

技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。

ウ 賃金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

エ 謝金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

オ 旅費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。

カ 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

キ 役務費

通信運搬費、手数料等とする。

ク 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

ケ 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

コ 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

サ 原材料費

情報提供、研修会等に必要原材料費とする。

(削る。)

3. 間伐材生産・路網整備等

(1) 間伐材生産

間伐材の生産を実施するための定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1/2）を乗じて定めるものとする。ただし、国の助成額は、都道府県ごとの間伐材生産の実施面積に1ヘクタール当たり平均35万円（間接費相当分を除く）を乗じた金額を上限とする。

上記の標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）、「森林環境保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等貸借積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

また、上記の規定にかかわらず、本事業において、間伐材等を搬出する際の積込経費についても、上記の定額の単価の範囲内で含めることができるものとする。

関連条件整備活動として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1/2）を乗じて、1ヘクタール当たり1万7千円以内で定額単価を定めるものとする。

区 分	内 容
技 術 者 給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術者を有する者（主任技師、技師等）の労賃。 技術者給の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使 用 料 及 び	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材 購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

また、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備については、3の(2)のイの森林作業道に準ずるものとする。

さらに、鳥獣害防止施設等の整備等については、「森林環境保全整備事業実施要領」第5の4(2)に準じて標準単価を算定することができるものとし、この算定額に国費充当率（1/2）を乗じて定額単価を定めるものとする。

(2) 路網整備

ア 林業専用道（規格相当）の整備

林業専用道（規格相当）（都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針等の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ、別に定める上限事業費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設延長の合計に1メートル当たり平均2万5千円（開設費について増嵩することが避けられないと認められ協議した路線については5万円を上限とする。なお、当該路線については、合計事業費から除外することができるものとする。）を乗じた金額を上限とする。

また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の3.5パーセントを上限として補強を行うことができるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領の制定について」（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるものによることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃 金	日々雇用者賃金（雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役 務 費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

（イ）事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人 件 費	事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。
旅 費	普通旅費、日額旅費
賃 金	日々雇用者賃金（雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役 務 費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

（ウ）工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

a. 都道府県が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	10億円までの額	1,000分の25
10億円を超え	20億円までの額	1,000分の20
20億円を超え	30億円までの額	1,000分の10
30億円を超える額		1,000分の5

b. a以外の者が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	5億円までの額	1,000分の20
5億円を超え	10億円までの額	1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

イ 森林作業道の整備

森林作業道（都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ、林野庁長官が別に定める上限事業費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃借積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領第5の4の(1)の標準単価及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、(2)のアの(ア)及び(イ)に準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

(削る。)

ウ 関連条件整備活動費

関連条件整備活動費については、事業実施主体が林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備に着手する上で、直接必要となる次の表に掲げる経費とするほか、事業実施の打合せ等に出席する指導者等の謝金とする。

区 分	内 容
技 術 者 給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃 技術者給の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使 用 料 及 び 備 品 ・ 資 機 材 購 入 費	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。 事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

(3) 高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（(1)の事業を実施する年度を始期とする3年間の年平均計画。以下この項目において同じ。）1,000㎡当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二條第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）に定める特定被災地方公共団体（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合に限り、素材生産量1,000㎡当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000㎡当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3以内）とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、2の(1)に準ずることとし、整備する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

また、都道府県知事は、機械の整備を計画する事業実施主体から、素材生産量の計画の提出があった場合は、当該事業実施主体の素材生産計画量を明らかにすることとする。

4 附帯事務費

(1) 都道府県指導等事務費

事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

			<p>ア 人件費 <u>事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。</u></p> <p>イ 賃金 <u>賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</u></p> <p>ウ 謝金 <u>事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。</u></p> <p>エ 旅費 <u>事業の指導監督等に必要な旅費とする。</u></p> <p>オ 需用費 <u>消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。</u></p> <p>カ 役務費 <u>通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手教料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。</u></p> <p>キ 委託料 <u>登記事務、測量等の委託料とする。</u></p> <p>ク 使用料及び賃借料 <u>土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。</u></p> <p>ケ 備品購入費 <u>事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。</u></p> <p><u>(2) 市町村指導等事務費</u> <u>市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は(1)に準ずる。</u> <u>なお、事業費の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。</u></p>
(削る。)	(削る。)	II 合板・ 製材生産 性強化基 金事業の うち基金 管理運営 事業費	<p>1 技術者給 <u>事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する事務や調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。なお、技術者給の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。</u></p> <p>2 賃金 <u>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、企画、講習会、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</u> <u>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</u></p> <p>3 謝金 <u>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費とする。</u> <u>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</u></p>

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

4. 旅費

事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師招へい、講師派遣、打合せ等の実施に必要な経費とする。

5. 需用費

事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費等の経費とする（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない。）。

(1) 消耗品費

事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

(2) 印刷製本費

事業を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。

(3) 光熱水費

事業を実施するために必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。

6. 役務費

事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費、手数料等とする。

(1) 原稿料

事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。

(2) 通信運搬費

事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃、電話料、データ通信料等の支払に必要な経費とする。

7. 使用料及び賃借料

事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）。

I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業費）

1 体質強化・花粉削減計画の策定

体質強化・花粉削減計画を策定するための地域連絡会議の開催のほか、事業実施のフォローアップのための委託事業の実施等に要する次の経費とする。なお、補助率については定額（10/10以内）とし、体質強化・花粉削減計画ごとに都道府県あたり500千円を上限とする。

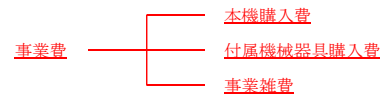
2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策

(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策

①木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化及び低コスト化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備

国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。

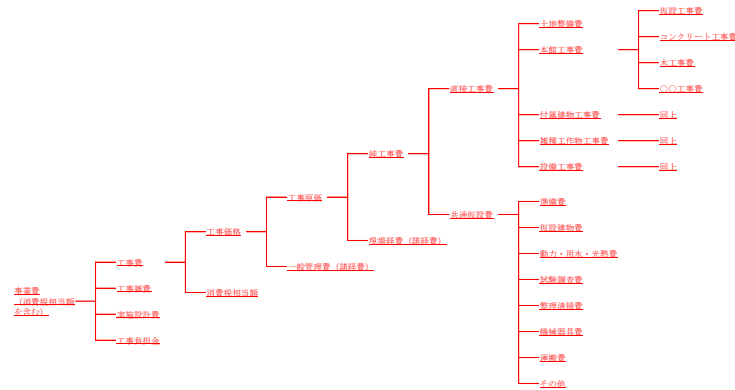
ア 機械器具費



事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

III 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金のうち、国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業費（合板製材事業費）

1 供給力・体質強化計画の策定

Iの1に準ずる。この場合においては、Iの1の(1)中「基金活用事業」とあるのは、「合板製材事業」と読み替えるものとする。

2 国際競争力・木材供給基盤強化対策

(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策

①木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化及び低コスト化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備

Iの2の(1)に準ずる。

(新設)

(新設)

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	一般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	一般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設の経費

(b) 諸経費

i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施が必要とする現場経費（現場管理に必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。

ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行い、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b. 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要の旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委託料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公課費	

c. 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d. 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ. 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃借積算基準」（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

（ア）指導監督費は補助対象としないものとする。

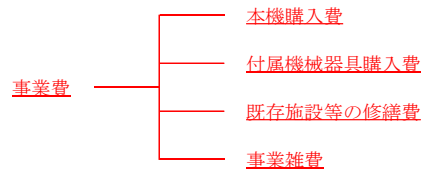
（イ）工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

（ウ）工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

②木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備

2の（1）の①【国庫充当率・対象経費】に準ずる。

エ. 機械器具費



既存施設等の修繕費は、新たな加工機械等の導入の際に、連動する既設の加工機械等の性能を安定・向上させるために行う部品交換や調整費用とする。

事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ. 建物建築費及び構築物設置費

2の（1）の①のイ【建物建築費及び構築物設置費】に準ずる。

ウ. 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

2の（1）の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。

③木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及び供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

④木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備附帯事業

本附帯事業は2の（1）の①～③と一体的に実施するものとし、その総額は、事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。国費充当率は1/2以内とし、対象となる経費は事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

(新設)

(新設)

②木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化及び低コスト化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

1の2の（2）に準ずる。

③木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備附帯事業

1の2の（3）に準ずる。

<p>ア 人件費 <u>事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。</u></p>		(新設)
<p>イ 技術者給 <u>技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。</u> <u>また、技術者給の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。</u></p>		(新設)
<p>ウ 賃金 <u>アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</u></p>		(新設)
<p>エ 謝金 <u>事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。</u></p>		(新設)
<p>オ 旅費 <u>技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。</u></p>		(新設)
<p>カ 需用費 <u>消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。</u></p>		(新設)
<p>キ 役務費 <u>通信運搬費、手数料等とする。</u></p>		(新設)
<p>ク 委託料 <u>資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。</u></p>		(新設)
<p>ケ 使用料及び賃借料 <u>会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。</u></p>		(新設)
<p>コ 備品・資機材購入費 <u>事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。</u></p>		(新設)
<p>サ 原材料費 <u>情報提供、研修会等に必要の原材料費とする。</u></p>		(新設)

(削る。)

②路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

林業専用道（規格相当）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額の上限については、土場等と一体的に整備するもの（以下「施設一体型」という。）及びそれ以外のものの別に、以下のとおりとする。

a （略）

b 林業専用道（規格相当）（施設一体型）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）（施設一体型）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均4万6千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均4万9千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万2千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道（規格相当）においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、次の(ア)から(ウ)までのとおりとする。

②造林

人工造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1/2）を乗じて定めるものとする。ただし、国の助成額は、人工造林については、1ヘクタール当たり63万8千円（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）、下刈りについては、1ヘクタール当たり7万5千円（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、①に準ずる。

③路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

林業専用道（規格相当）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額の上限については、土場等と一体的に整備するもの（以下「施設一体型」という。）及びそれ以外のものの別に、以下のとおりとする。

a （略）

b 林業専用道（規格相当）（施設一体型）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）（施設一体型）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均4万6千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均4万9千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万2千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道（規格相当）においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、1の3の(2)のアの(ア)から(ウ)までに準ずる。

(ア) 工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃金	日々雇用者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

(新設)

(イ) 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人件費	事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。
旅費	普通旅費、日額旅費
賃金	日々雇用者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

(新設)

(ウ) 工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

(新設)

a. 都道府県が事業実施主体の場合(工事雑費・事務雑費併せて)

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	10億円までの額	1,000分の25
10億円を超え	20億円までの額	1,000分の20
20億円を超え	30億円までの額	1,000分の10
30億円を超える額		1,000分の5

b. a以外の者が事業実施主体の場合(工事雑費・事務雑費併せて)

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	5億円までの額	1,000分の20
5億円を超え	10億円までの額	1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

イ 森林作業道の整備

森林作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。
また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。
ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、森林作業道の補強の経費を含めることができるものとする。既設の森林作業道の補強について、ア【森林作業道の補強】に準ずる。
森林作業道の整備に係る経費、指導監督費、工事雑費及び事務雑費について、アの（ア）【工事雑費】及び（イ）【事務雑費】に準ずる。

ウ 機能強化

既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）に対して機能強化を実施できるものとする。機能強化は、既設林道、既設林業専用道及び既設林業専用道（規格相当）に実施できる機能強化（単独型）並びに林業専用道（規格相当）の開設と一体的に実施できる機能強化（一体型）に区分するものとする。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の1/2以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。
機能強化の実施に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林環境保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。
なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、ア【林業専用道（規格相当）の整備】の（ア）から（ウ）までに準ずる。

エ 関連条件整備活動費

アの（ウ）【工事雑費及び事務雑費の額】に準ずる。

オ 航空レーザ計測

森林の現況や詳細な微地形の把握により、効率的な路網整備を推進することを目的として行う航空レーザ計測、当該測量成果又は既存の航空レーザ測量成果に基づく路網計画基礎資料（微地形図等）の作成、森林情報の解析（地形、樹種、樹高、立木本数、材積等）及びそれらに必要な路網設計支援ソフトウェアの導入等を実施することができる。路網計画基礎資料及び森林情報の解析を実施するに当たっては、令和3年度林業イノベーション推進総合対策のうちICT生産管理推進対策事業の検討を経て整備した「森林資源データ解析・管理標準仕様書」に基づく微地形図、樹種ポリゴンの整備及び樹冠高（表層高（DSM：Digital Surface Model）と標高（DEM：Digital Elevation Model）を差分したDCHM（Digital Canopy Height Model）をいう。）の整備を標準とする。航空レーザ計測の実施に係る経費については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずるものとする。
航空レーザ計測を実施するための定額の単価は、航空レーザ計測の実施面積に1ヘクタール当たり5千円（既存の航空レーザ測量成果を用いる部分にあっては、1ヘクタール当たり2千2百円）を乗じた金額を上限とし、林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備の合計事業費の範囲内で実施するものとする。

イ 森林作業道の整備

森林作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。
また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。
ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、森林作業道の補強の経費を含めることができるものとする。既設の森林作業道の補強について、アに準ずる。
森林作業道の整備に係る経費、指導監督費、工事雑費及び事務雑費について、1の3の（2）のアの（ア）及び（イ）に準ずる。

ウ 機能強化

合板・製材・集成材工場等へ原木を安定的に供給するため、既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）に対して機能強化を実施できるものとする。機能強化は、既設林道、既設林業専用道及び既設林業専用道（規格相当）に実施できる機能強化（単独型）並びに林業専用道（規格相当）の開設と一体的に実施できる機能強化（一体型）に区分するものとする。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の1/2以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。
機能強化の実施に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林環境保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。
なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、1の3の（2）のアの（ア）から（ウ）までに準ずる。

エ 関連条件整備活動費

1の3の（2）のウに準ずる。

オ 航空レーザ計測

森林の現況や詳細な微地形の把握により、効率的な路網整備を推進することを目的として行う航空レーザ計測、当該測量成果に基づく路網計画基礎資料（微地形図、林相区分図等）の作成、森林情報の解析（平均樹高、本数密度、立木材積等）及びそれらに必要な路網設計支援ソフトウェアの導入等を実施することができる。航空レーザ計測の実施に係る経費については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずるものとする。
航空レーザ計測を実施するための定額の単価は、航空レーザ計測の実施面積に1ヘクタール当たり5千円を乗じた金額を上限とし、林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備の合計事業費の範囲内で実施するものとする。

③再造林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に以下の条件に応じた国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱については、①【間伐材生産】に準ずる。

ア 一貫作業システム

対象経費は主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,601万円/haより20%以上削減され、1,276千円/ha以下となった場合	2/3	850千円/ha
上記の達成が困難な場合	1/2	638千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 低コスト造林

対象経費は、大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,097万円/haより20%以上削減され、867千円/ha以下となった場合	2/3	578千円/ha
上記の達成が困難な場合	1/2	433千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

ウ 下刈り

対象経費は2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
通常の5回を下回る3回までの下刈り	2/3	124千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

エ 機械器具の整備

ア～ウの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

なお、機械器具一式にかかる単価は1,000千円（消費税を含まない。）を上限とし、定額の単価はその単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具を含む。)

(イ) 植栽に要するディンプルや電動植穴機

(ウ) 下刈りに要する機械器具（刈払機を除く。）

(エ) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具を含む。)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

(新設)

(新設)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

条件	国費充 当率(B)	定額の単価上 限
本体事業の国費充当率が2/3	2/3	666千円/式
本体事業の国費充当率が1/2	1/2	500千円/式

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

オ 関連条件整備活動

ア～ウの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、定額の単価は、標準単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費

事業実施主体が再造林に着手する上で直接必要となる技術者給等の経費とする。

(イ) 長期受委託契約や基金造成等に要する経費

次のa又はbの経費区分及び内容については、(ア)に準ずる。

ただし、この支援は1施行地につき1度のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

(ウ) 森林作業道の整備

②のイ【森林作業道の整備】に準じて標準単価を算定する。

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

事業種目	条件	国費充 当率(B)	定額の単価上 限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が2/3	2/3	2万6千円/ha
	本体事業の国費充当率が1/2	1/2	1万9千5百円/ha
(ウ)	本体事業の国費充当率が2/3	2/3	2千6百円/m
	本体事業の国費充当率が1/2	1/2	2千円/m
(エ)	本体事業の国費充当率が2/3	2/3	標準単価の2/3
	本体事業の国費充当率が1/2	1/2	標準単価の1/2

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)

④高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等のうち林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000㎡当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1/4（沖縄県については1/2）とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）別表第一に掲げる市町村（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合に限り、素材生産量1,000㎡当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000㎡当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する高性能林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(削る。)

(3) (略)

(4) 附帯事務費

ア 都道府県指導等事務費

事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費について
(ア) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

(イ) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(ウ) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とす

④高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等のうち林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000㎡当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1/4（沖縄県については1/2）とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）別表第一に掲げる市町村（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合に限り、素材生産量1,000㎡当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000㎡当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、1の2の(1)に準ずることとし、整備する高性能林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

⑤コンテナ苗生産基盤施設等の整備

ア コンテナ苗生産基盤施設等整備

a コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

国庫充当率は1/2以内とし、対象となる経費は1の2の(1)に準ずる。

b コンテナ苗生産資材

国庫充当率は1/2以内とし、対象となる経費はコンテナ苗の生産に必要な資材の調達に関する資材購入費及び資材運搬費とする。

イ 普通苗生産基盤施設等整備

国庫充当率は1/2以内とし、対象となる経費は1の2の(1)に準ずる。

(3) (略)

(4) 附帯事務費

Iの4に準ずる。

(エ) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(オ) 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(カ) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。

(キ) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(ク) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(ケ) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

イ 市町村指導等事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容はア【都道府県指導等事務費】に準ずる。

なお、事業費の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

3 燃油・資材の森林由来資源への転換対策

(1) 特用林産物省エネルギー化施設等整備

①特用林産物生産基盤整備

ア 作業道等整備

2の(1)の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。

イ ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成並びに給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

(ア) 林間ほだ場造成

地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。

(イ) 事業雑費

当該ほだ場の造成について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びにほだ場の造成を実施する際に要する経費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

②特用林産物生産施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

③特用林産物加工流通施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

④廢床等活用施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

⑤特用林産物獣害対策施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(新設)

(2) 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

①未利用間伐材等活用機材整備

国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

②木質バイオマス供給施設整備

国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。ただし、沖縄県を除き、木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下「供給施設」という。）の国費充当率は以下ア及びイのとおりとする。

ア 発電施設が林野庁長官が別に定める要件（以下「地域活用要件」という。）の内容を満たす場合は、1/2以内。

イ 発電施設が地域活用要件の内容を満たさない取組である場合は、1/3以内。

③木質バイオマスエネルギー利用施設整備

国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(3) 本対策における利益等排除について

2の(3)【本対策における利益等排除について】に準ずる。

(4) 附帯事務費

2の(4)【附帯事務費】に準ずる。

(削る。)

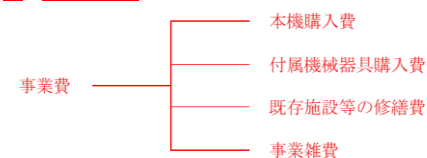
3. 国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策

(1) 建築用木材供給力強化対策

①木材加工流通施設整備（供給力強化）

Iの2の(1)に準ずる。

ア 機械器具費



既存施設等の修繕費は、新たな加工機械等の導入の際に、連動する既設の加工機械等の性能を安定・向上させるために行う部品交換や調整費用とする。

事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費

Iの2の(1)のイに準ずる。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

Iの2の(1)のウに準ずる。

②ストックヤード整備

①に準ずる。

③木材加工流通施設整備附帯事業

Iの2の(3)に準ずる。

④高性能林業機械等の整備

IIIの2の(2)の④に準ずる。

(2) 燃油・資材の森林由来資源への転換対策

①特用林産物省エネルギー化施設等整備

ア 特用林産物生産基盤整備

(ア) 作業道等整備

Iの2の(1)のウに準ずる。

(イ) ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成並びに給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

a. 林間ほだ場造成

地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。

b. 事業雑費

当該ほだ場の造成について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びにほだ場の造成を実施する際に要する経費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑務費及び旅費とする。

イ 特用林産物生産施設

Iの2の(1)に準ずる。

ウ 特用林産物加工流通施設

Iの2の(1)に準ずる。

エ 廃床等活用施設

Iの2の(1)に準ずる。

オ 特用林産物獣害対策施設

Iの2の(1)に準ずる。

②木質バイオマスエネルギー転換促進対策

ア 未利用間伐材等活用機材整備

国庫充当率は1/2以内(沖縄県については2/3以内)とし、対象となる経費は、Iの2の(1)に準ずる。

イ 木質バイオマス供給施設整備

国庫充当率は1/2以内(沖縄県については2/3以内)とし、対象となる経費は、Iの2の(1)に準ずる。ただし、沖縄県を除き、木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設(以下「発電施設」という。)に供給することを主たる目的とする施設(以下「供給施設」という。)の国庫充当率は以下(ア)及び(イ)のとおりとする。

(ア) 発電施設が林野庁長官が別に定める要件(以下「地域活用要件」という。)の内容を満たす場合は、1/2以内。

(イ) 発電施設が地域活用要件の内容を満たさない取組である場合は、1/3以内。

				<p>ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 <u>国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、Iの2の（1）に準ずる。</u></p> <p><u>（3）本対策における利益等排除について</u> <u>2の（3）に準ずる。</u></p> <p><u>（4）附帯事務費</u> <u>Iの4に準ずる。</u></p>
<p>II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業費（花粉削減事業費）</p>	<p>花粉の少ない森林への転換促進対策</p> <p>1 スギ材の需要拡大対策</p> <p><u>（1）木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化及び低コスト化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</u> <u>Iの2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。</u></p> <p><u>（2）木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備</u> <u>Iの2の（1）の②【木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備】に準ずる。</u></p> <p><u>（3）木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及び供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備</u> <u>Iの2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。</u></p> <p><u>（4）木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・ストック強化附帯事業</u> <u>Iの2の（1）の④【附帯事業】に準ずる。</u></p> <p><u>（5）ストック強化</u> <u>Iの2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。</u></p> <p>2 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化</p> <p><u>（1）路網整備・機能強化</u></p> <p>①林業専用道（規格相当）整備 <u>Iの2の（2）の②のア【林業専用道（規格相当）の整備】に準ずる。</u></p> <p>②森林作業道整備 <u>Iの2の（2）の②のイ【森林作業道の整備】に準ずる。</u></p> <p>③機能強化 <u>Iの2の（2）の②のウ【機能強化】に準ずる。</u></p> <p>④関連条件整備活動費 <u>Iの2の（2）の②のエ【関連条件整備活動費】に準ずる。</u></p> <p>⑤航空レーザ計測 <u>Iの2の（2）の②のオ【航空レーザ計測】に準ずる。</u></p> <p><u>（2）低コスト造林等</u></p> <p>①一貫作業システム <u>Iの2の（2）の③のア【一貫作業システム】に準ずる。</u></p> <p>②低コスト造林 <u>Iの2の（2）の③のイ【低コスト造林】に準ずる。</u></p> <p>③下刈り <u>Iの2の（2）の③のウ【下刈り】に準ずる。</u></p> <p>④機械器具の整備 <u>Iの2の（2）の③のエ【機械器具の整備】に準ずる。</u></p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

⑤関連条件整備活動費

Iの2の(2)の③のオ【関連条件整備活動】に準ずる。

3. 高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等のうち林業機械【素材生産型】(以下この項目において「機械」という。)の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量(事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。)1,000㎡当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。

ただし、下記(1)～(3)に該当する場合の定額の単価はそれぞれ記載のとおりとする。

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)別表第一に掲げる市町村(以下この項目において「被災地域」という。)において実施する場合は、素材生産量1,000㎡当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2(沖縄県においては2/3)とする。

(2) 原木を製品の原材料として利用する事業者又は当該者と連携して素材生産に取り組む者で、素材生産量の現状値が10,000㎡以上ある場合は、素材生産量1,000㎡当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2(沖縄県においては2/3)とする。

(3) 原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000㎡当たり240万円(被災地域においては360万円)とし、その助成額の上限は購入価格の1/2(沖縄県においては2/3)とする。

また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する高性能林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

4. 民間事業者による苗木増産の支援

コンテナ苗生産基盤施設等整備

ア コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

国庫充当率は、事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数が1万本未満については4/10以内、1万本以上5万本未満については1/2以内、5万本以上については6/10以内とし、対象となる経費はIの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

イ コンテナ苗生産資材

国庫充当率はアに準ずることとし、対象となる経費はコンテナ苗の生産に必要な資材の調達に関する資材購入費及び資材運搬費とする。

5. 本対策における利益等排除について

Iの2の(3)【本対策における利益等排除について】に準ずる。

6. 附帯事務費

Iの2の(4)【附帯事務費】に準ずる。

別表 3

指標のガイドライン

体質強化・花材削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）

区分	指標	指標の定義
木材産業の輸出促進・体質強化対策（花材削減計画）	大規模・高効率化	(略)
		(略)
	低コスト化	(略)
		(略)
	品目転換	(略)
		(略)
	高度加工処理	(略)
		(略)
	(附る。)	(略)
		(略)
木材加工流通施設整備（供給力強化）	(略)	
	(略)	
花材削減計画の目標を定める指標	ストック強化	必須 当該施設の在庫可搬量 原木または製品の在庫可搬量 (m ³) 木材の占める割合

(略)

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義	目標年度の定義	
1 設備・器材・集材用施設等の整備				
木材産業の輸出促進・体質強化対策	大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化	取組に応じて1つを選択	木材利用（流通）量	
		(略)	輸出販売施設における当該施設による木材の流通量（原木換算量）	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策	間伐材生産	必須	間伐面積
		設備整備・機軸強化	必須	林内設備密度
	設備の低コスト化	(略)	(略)	(略)
	(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)
	高性能林業機械等の整備	林業機械の整備【製材生産型】	必須	製材生産量
		林業機械の整備【造林保育型】	必須	地挿入又は下刈りに要するha当たりの人工数
設備等の整備	必須	設備数	事業完了の翌年度から起算して3年目	
造林用機械の整備	必須	利用人数	当該施設を用いた研修参加者の延べ人数 (人)	
(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	
(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	
(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	
産地・産材の森林資源管理への取組対策	取組に応じて選択	対象品目の生産量（増加率）	対象品目の生産量の増加率 (%)	
		対象品目の造成面積（増加率）	対象品目の造成面積の増加率 (%)	
	取組に応じて選択	対象品目の生産性（向上率）	対象品目の生産性の向上率 (%)	
		対象品目の生産コスト（削減率）	対象品目の生産コストの削減率 (%)	
	取組に応じて選択	機軸使用量の削減（削減率）	機軸の入替えに係る機軸使用量の削減率 (%)	
		機軸の入替えに係るエネルギー効率の向上率	機軸の入替えに係るエネルギー効率の向上率 (%)	
	木質バイオマスエネルギー削減対策	必須	木質バイオマス利用率（増加率・増加量）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		必須	木質バイオマス利用率（増加率・増加量の効果）	当該施設による木質バイオマス利用率の増加量 (m ³)・増加量の効果率 (ppm)

別表 3

指標のガイドライン

供給力・体質強化計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）

区分	指標	指標の定義
木材産業の輸出促進・体質強化対策	大規模・高効率化	(略)
		(略)
	低コスト化	(略)
		(略)
	品目転換	(略)
		(略)
	高度加工処理	(略)
		(略)
	(附る。)	(略)
		(略)
供給力強化	(略)	
	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)

(略)

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義	目標年度の定義	
1 設備・器材・集材用施設等の整備				
木材産業の輸出促進・体質強化対策	大規模・高効率化、品目転換、低コスト化	取組に応じて1つを選択	木材利用（流通）量	
		(略)	輸出販売施設における当該施設による木材の流通量（原木換算量）	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策	間伐材生産	必須	間伐面積
		設備整備・機軸強化	必須	林内設備密度
	設備の低コスト化	(略)	(略)	(略)
	(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)
	高性能林業機械等の整備	林業機械の整備【製材生産型】	必須	製材生産量
		林業機械の整備【造林保育型】	必須	地挿入又は下刈りに要するha当たりの人工数
設備等の整備	必須	設備数	事業完了の翌年度から起算して3年目	
造林用機械の整備	必須	利用人数	当該施設を用いた研修参加者の延べ人数 (人)	
(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	
(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	
(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	
産地・産材の森林資源管理への取組対策	取組に応じて選択	対象品目の生産量（増加率）	対象品目の生産量の増加率 (%)	
		対象品目の造成面積（増加率）	対象品目の造成面積の増加率 (%)	
	取組に応じて選択	対象品目の生産性（向上率）	対象品目の生産性の向上率 (%)	
		対象品目の生産コスト（削減率）	対象品目の生産コストの削減率 (%)	
	取組に応じて選択	機軸使用量の削減（削減率）	機軸の入替えに係る機軸使用量の削減率 (%)	
		機軸の入替えに係るエネルギー効率の向上率	機軸の入替えに係るエネルギー効率の向上率 (%)	
	木質バイオマスエネルギー削減対策	必須	木質バイオマス利用率（増加率・増加量）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		必須	木質バイオマス利用率（増加率・増加量の効果）	当該施設による木質バイオマス利用率の増加量 (m ³)・増加量の効果率 (ppm)

(削る。)
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策

体質強化・花粉削減計画 (変更)

(略)

国際競争力・木材供給基盤強化対策
国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策

供給力・体質強化計画 (変更)

(略)

第1 体質強化・花粉削減計画の事業対象区域

体質強化・花粉削減計画の事業対象区域：

(略)
(略)
(略)

スギ人工林伐採重点区域：

※ 体質強化・花粉削減計画の事業対象区域は、対象となる都道府県名等を記載すること。

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ 花粉削減事業において路網整備・機能強化、低コスト造林等又は高性能林業機械等の整備を実施する場合は、スギ人工林伐採重点区域（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域）を記載すること（市町村名等）。

第2～5 (略)

第6 事業費（国費）の総額

(略)

(略)

花粉削減事業費：〇〇千円

(略)

(略)

※ 事業費（国費）の総額は、計画及び実績の合計額を記載する。

第7 (略)

第8 体質強化・花粉削減計画に参画する木材加工流通施設等の概要

(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	花粉削減対策への対応				
	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									(略)	(略)		(略)
																									(略)	(略)	
(略)																											
(略)																											
(略)																											
(略)																											
(略)																											

※ 既設の工場等の場合、事業費及び交付金事業費欄は「0」と記載する。

※ (略)

※ (略)

※ 目標指標は、別表3中、体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）欄から選択して記載する。目標指標を2つ設定する場合は上下2段書きとし、下段に木材製品の付加価値率の目標を記載する。

また、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度について参考目標値を記載する。

※ (略)

※ (略)

※ 要綱別表の1の2の(1)の④の高度加工処理施設整備の対象施設及び令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業の対象施設の場合、高度加工処理施設欄に「○」を、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく輸出事業計画に合致する施設については「◎」を記載する。また、別添様式3を作成し、添付する。

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ 花粉の少ない森林への転換促進への対応に係る整備を行う施設について、花粉削減対策への対応欄に「○」を記載する。また、別添様式9を作成し、添付する。

※ (略)

第9 木材加工流通施設の水平連携等の内容

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1(1)関係。

第10 再編計画の概要

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1(3)関係。

※ (略)

第1.1 輸出促進計画の概要

※ 「[合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について](#)」第3の1（3）関係。
 ※ （略）
 （削る。）

第1.2 木材製品供給力強化計画の概要

※ 「[合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について](#)」第3の1（3）関係。
 ※ （略）

第1.3 原木安定供給計画等の概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〇〇地区（〇〇県、〇〇県）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	花粉削減事業	〇〇千円	二	〇〇ha 〇〇千円	〇〇km 〇〇千円	〇〇台 〇〇千円	〇〇施設 〇〇千円		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

※ （略）
 ※ 主伐材生産目標及び間伐材生産目標については、基金活用事業、合板製材事業、[花粉削減事業](#)及び森林整備事業以外の生産量も含む。
 ※ 都道府県ごとに別添様式6 [又は別添様式9](#)を作成し、添付する。
 ※ 造林実施面積については、[下刈りの実施面積は含めない](#)。

第1.4 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の概要

※ 「[合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について](#)」第3の1（5）関係。
 ※ （略）

第1.5 木質バイオマスエネルギー転換促進計画の概要

※ （略）

第1.6 花粉の少ない森林への転換促進計画の概要

※ [都道府県ごとに別添様式9を作成し、添付する。](#)

第1 1 輸出促進計画の概要

- ※ 「国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について」第3の1（3）関係。
- ※ （略）
- ※ 輸出促進計画の対象となっている施設への原木等供給の流れや、複数施設の関係や連携内容等がわかるフロー図を添付する。（原木安定供給計画のスキーム図への記載でも可）

第1 2 木材製品供給力強化計画の概要

- ※ 「国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について」第3の1（3）関係。
- ※ （略）

第1 3 原木安定供給計画の概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〇〇地区（〇〇県、〇〇県）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

- ※ （略）
- ※ 主伐材生産目標及び間伐材生産目標については、基金活用事業、合板製材事業及び森林整備事業以外の生産量も含む。
- ※ 都道府県ごとに別添様式6を作成し、添付する。
- ※ 造林実施面積については、人工造林の実施面積のみを記載する。

第1 4 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の概要

- ※ 「国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について」第3の1（5）関係。
- ※ （略）

第1 5 木質バイオマスエネルギー転換促進計画の概要

- ※ （略）

(新設)

(新設)

(様式1 別紙)

(略)

(様式1 別紙)

(略)

別添様式4

供給力増大計画（〇〇県）

第1（略）

第2 木材製品の供給力増大への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								(略)	
							(略)	(略)				(略)				
								(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

- ※ (略)
- ※ 目標指標は、別表3中、「[品質強化・定額削減計画](#)」の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）欄の区分「大規模化・高効率化」の指標「1日当たりの原木処理量」を選択し、記載する。
- ※ (略)
- ※ [木材不足・価格高騰への対応に係る取組（令和3年度補正）](#)について記載する。

第3（略）

別添様式4

供給力増大計画（〇〇県）

第1（略）

第2 木材製品の供給力増大への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								(略)	
							(略)	(略)				(略)				
								(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

- ※ (略)
- ※ 目標指標は、別表3中、「[供給力・体質強化計画](#)」の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）欄の区分「大規模化・高効率化」の指標「1日当たりの原木処理量」を選択し、記載する。
- ※ (略)
- ※ (新設)

第3（略）

別添様式 5

木材製品供給力強化計画（〇〇県）

第 1 （略）

第 2 木材製品の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								(略)
							(略)				(略)				
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

- ※ (略)
- ※ 目標指標は、別表 3 中、「[生産強化・販売促進計画](#)」の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）欄の区分「建築用木材供給力強化対策」の指標「1 年間当たりの木材製品生産量」を選択し、記載する。
- ※ (略)

第 3 （略）

別添様式 5

木材製品供給力強化計画（〇〇県）

第 1 （略）

第 2 木材製品の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								(略)
							(略)				(略)				
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

- ※ 事業種目については、別表 1 の「工種又は区分①」、事業内容については、別表 1 の「工種又は区分②」を記載する。
- ※ 目標指標は、別表 3 中、「[供給力・生産強化計画](#)」の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）欄の区分「建築用木材供給力強化対策」の指標「1 年間当たりの木材製品生産量」を選択し、記載する。
- ※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して 3 年目までの各年度における目標値を記載する。

第 3 （略）

原木安定供給計画 (〇〇県)

- 1 (略)
- 2. 事業概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
実績	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道	m	—	人工造林	ha	—
			山村強靱化林道	m		一貫作業	ha	
森林整備事業	計画	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道	m	人工造林	ha	—
				山村強靱化林道	m	一貫作業	ha	
				林業専用道	m	下刈り	ha	
				森林作業道	m	下刈り	ha	

(附る。)

- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)

- 3・4 (略)

5. 原木供給先施設名

供給力・体質強化計画の対象とする木材加工流通施設：
原木市場等：

※原木市場等には、供給力・体質強化計画の対象とする木材加工流通施設に供給することを目的に原木安定供給計画事業実施主体から供給を受ける原木市場、共販所等を記載する。

6. 苗木供給事業実施主体名

※ 原木安定供給計画事業実施主体に苗木を供給する事業実施主体名を記載する。

- 7・8 (略)

原木安定供給計画 (〇〇県)

- 1 (略)
- 2. 事業概要

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
実績	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道	m	—	人工造林	ha	—
			山村強靱化林道	m		(新設)	ha	
森林整備事業	計画	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道	m	人工造林	ha	—
				山村強靱化林道	m	(新設)	ha	
				林業専用道	m	下刈り	ha	
				森林作業道	m	下刈り	ha	

※ 供給力・体質強化計画の対象とする木材加工流通施設に原木を供給するスキーム図を添付する。

※ 林業専用道（規格相当）のうち施設一体型の開設を計画する場合は、当該路線がE・U・E・P・A対策実施区域内であり、原木供給先となる木材加工流通施設等からおおむね500mの範囲内にあることが分かる図面を添付する。

- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)

- 3・4 (略)

5. 原木供給先施設名

供給力・体質強化計画の対象とする木材加工流通施設：
原木市場等：

※原木市場等には、供給力・体質強化計画の対象とする木材加工流通施設に供給することを目的に原木安定供給計画事業実施主体から供給を受ける原木市場、共販所等を記載する。

6. 苗木供給事業実施主体名

※ 原木安定供給計画事業実施主体に苗木を供給する事業実施主体名を記載する。また、基様式で添付するスキーム図において、原木安定供給計画事業実施主体への原木供給の流れがわかるよう明示する。

- 7・8 (略)

別添様式7

(略)

別添様式7

(略)

別添様式 8

(略)

別添様式 8

(略)

様式 2

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策
体質強化・花粉削減計画 (変更) 承認申請 (報告) 書

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知) 第 3 第 1 項第 1 号 (重要な変更の場合は、第 3 第 1 項第 3 号) の規定に基づき 体質強化・花粉削減計画 (変更) の承認を申請します。

※下線部は、軽微な変更の報告の場合は「第 3 第 1 項第 4 号の規定に基づき 体質強化・花粉削減計画 を変更したので報告」と記載。

(計画名を以下により記載する。)
計画：

(変更の場合は、以下を記載する。)
1 変更理由
2 変更の概要

(注)
1. 体質強化・花粉削減計画承認申請書を提出する場合は、様式 1 (別添様式を含む。) を添付する。
2. 体質強化・花粉削減計画変更承認申請 (報告) 書を提出する場合は、次のとおりとする。
(1) 体質強化・花粉削減計画書の様式に準じて作成した 体質強化・花粉削減

様式 2

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

国際競争力・木材供給基盤強化対策等
供給力・体質強化計画 (変更) 承認申請 (報告) 書

国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知) 第 3 第 1 項第 1 号 (重要な変更の場合は、第 3 第 1 項第 3 号) の規定に基づき 供給力・体質強化計画 (変更) の承認を申請します。

※下線部は、軽微な変更の報告の場合は「第 3 第 1 項第 4 号の規定に基づき 供給力・体質強化計画 を変更したので報告」と記載。

(計画名を以下により記載する。)
計画：

(変更の場合は、以下を記載する。)
1 変更理由
2 変更の概要

(注)
1. 供給力・体質強化計画承認申請書を提出する場合は、様式 1 (別添様式を含む。) を添付する。
2. 供給力・体質強化計画変更承認申請 (報告) 書を提出する場合は、次のとおりとする。
(1) 供給力・体質強化計画書の様式に準じて作成した 供給力・体質強化計画

<p>計画変更書を添付する。 (2) <u>体質強化・花粉削減計画</u>変更書の事業費等については、変更前を上段に()書き、変更後を下段に裸書きとする。</p>	<p>変更書を添付する。 (2) <u>供給力・体質強化計画</u>変更書の事業費等については、変更前を上段に()書き、変更後を下段に裸書きとする。</p>
<p>様式 3</p> <p>〇〇年度 都道府県年度事業計画（変更）承認申請（報告） （実施結果及び個別指標の達成状況報告）書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>林野庁長官 殿 （沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p><u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領</u>（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）第3第2項第1号（重要な変更の場合は、第3第2項第3号）<u>（注1）</u>の規定に基づき、承認を受けたいので<u>（注2）</u>、別紙により（下記のとおり）都道府県年度事業計画（の変更）（の実施結果及び個別指標の達成状況）を申請（報告）します。</p> <p>※<u>下線部（注1）</u>は、軽微な変更の報告の場合は「第3第2項第4号」、実施結果及び個別指標の達成状況報告の場合は「第5及び第6第6項」とするなど申請内容に合わせて記載。 ※ （略） （略）</p>	<p>様式 3</p> <p>〇〇年度 都道府県年度事業計画（変更）承認申請（報告） （実施結果及び個別指標の達成状況報告）書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>林野庁長官 殿 （沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p><u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領</u>（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）第3第2項第2号の<u>ア</u>（重要な変更の場合は、第3第2項第2号の<u>ウ</u>）<u>（注1）</u>の規定に基づき、承認を受けたいので<u>（注2）</u>、別紙により（下記のとおり）都道府県年度事業計画（の変更）（の実施結果及び個別指標の達成状況）を申請（報告）します。</p> <p>※<u>下線部（注1）</u>は、軽微な変更の報告の場合は「第3第2項第2号の<u>エ</u>」、実施結果及び個別指標の達成状況報告の場合は「第5第1項及び第6第6項」とするなど申請内容に合わせて記載。 ※ （略） （略）</p>

1 体質強化・花粉削減計画地区名

〇〇地区

2 (略)

3 実施の内容

(略)	交付金事業 (〇〇年度補正)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策				
1 体質強化・花粉削減計画の策定				
2 木材産業の輸出促進・体質強化対策				
(略)	(略)			
(略)	(略)			
(略)	(略)			
(略)	(略)			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)		施設		
ストックヤード整備		施設		
(略)				
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
(略)				
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
路網整備・機能強化				審査会設置状況： 路網密度： m/ha
林業専用道(規格相当)	計	m		
施設一一体型以外		m		
施設一一体型		m		関連施設名
補強		箇所		
点検診断		箇所		
森林作業道		m		
機能強化		箇所		
航空レーザ計測	面積	ha		航空レーザ測量の実施： ha 既存航空レーザ測量成果の活用： ha
※附帯事務費				
再造林の低コスト化				
人工造林		(略)		
森林作業道(関連条件整備)		(略)		
下刈り		(略)		
※附帯事務費				
(削る。)				(削る。)
(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)		

1 供給力・体質強化計画地区名

〇〇地区

2 (略)

3 実施の内容

事業内容	合板製材事業 (〇〇年度補正)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策				
1 供給力・体質強化計画の策定				
2 木材産業の輸出促進・体質強化対策				
(略)	(略)			
(略)	(略)			
(略)	(略)			
(略)	(略)			
(新設)		(新設)		
(新設)		(新設)		
(略)				
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
(略)				
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
(新設)				(新設)
(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
(新設)				
造林				
人工造林		(略)		
森林作業道(関連条件整備)		(略)		
下刈り		(略)		
※附帯事務費				
路網整備・機能強化				審査会設置状況： 路網密度： m/ha
林業専用道(規格相当)	計	m		
施設一一体型以外		m		
施設一一体型		m		関連施設名
補強		箇所		
点検診断		箇所		
森林作業道		m		
機能強化		箇所		
航空レーザ計測	計測面積	ha		
※附帯事務費				

別記様式1

〇〇年度 事業実施予定 (〇〇年度補正分)
(都道府県)

(略)

メニュー：原木の生産基盤・低コスト安定供給対策のうち高性能林業機械等の整備

Table with columns for (略) and rows for 高付率作業機械等の整備, (略), (略)

(所収)

(略)

(略)

メニュー：定数の少ない森林への転換促進型組合対策

Table with columns for メニュー名, 事業種別, 事業内容, 数量, 単価, 事業費(百万円), 補助金等(百万円), and rows for 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備

メニュー：定数の少ない森林への転換促進対策のうち高性能林業機械等の整備

Table with columns for メニュー名, 事業種別, 事業内容, 数量, 単価, 事業費(百万円), 補助金等(百万円), and rows for 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備

メニュー：民間事業者による原木生産の支援

Table with columns for メニュー名, 事業種別, 事業内容, 数量, 単価, 事業費(百万円), 補助金等(百万円), and rows for 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備

(注) 1～3 (略)

4 高性能作業機械等の整備について、林業機械の整備【木材生産型】とする場合は個別指標①に木材生産量、個別指標②に木材生産性、林業機械の整備【造林保育型】とする場合は造林面積に個別指標①に植栽2.5m以下対りに関するha当たりの人工数、個別指標②に苗木の成活率を、高付率機械等の整備をする場合は個別指標①に稼働率を、研削用機械の整備をする場合は個別指標①に利用率を記載する。また、林業機械の整備【木材生産型】の場合、3か年平均値に日標準の3か年平均値について、上段に木材生産量、下段に木材生産性を記載する。

5 (略)

6 民間事業者による原木生産の支援について、日標準を5年日に設定する場合には日標準額の4年日及び5年日額を記載する。

7～11 (略)

12 定数の少ない森林への転換促進型組合対策については、備後圏に下向き事業者による事例を記載する。

(略)

別記様式1

〇〇年度 事業実施予定 (〇〇年度補正分)
(都道府県)

(略)

メニュー：原木の生産基盤・低コスト安定供給対策のうち高性能林業機械等の整備

Table with columns for (略) and rows for (新設), (略), (略)

(所収)

(略)

(略)

メニュー：高付率作業機械等の整備

Table with columns for メニュー名, 事業種別, 事業内容, 数量, 単価, 事業費(百万円), 補助金等(百万円), and rows for 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備, 高付率作業機械等の整備

(略)

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(注) 1～3 (略)

4 高性能作業機械等の整備について、林業機械の整備【木材生産型】とする場合は個別指標①に木材生産量、個別指標②に木材生産性、林業機械の整備【造林保育型】とする場合は個別指標①に植栽2.5m以下対りに関するha当たりの人工数、個別指標②に苗木の成活率を、高付率機械等の整備をする場合は個別指標①に稼働率を、研削用機械の整備をする場合は個別指標①に利用率を記載する。また、林業機械の整備【木材生産型】の場合、3か年平均値に日標準の3か年平均値について、上段に木材生産量、下段に木材生産性を記載する。

5 (略)

6 コンテナ型高付率作業機械等の整備について、日標準を5年日に設定する場合には日標準額の4年日及び5年日額を記載する。

7～11 (略)

(新設)

(略)

(削る。)

別記様式2

〇〇年度 事業実施内容

合板・製材生産性強化基金活用事業

メニュー	事業種目	事業実施主体	実施市町村	事業内容	事業費 (千円)	補助金等(回費) 基金活用事業 費 (千円)	個別指標					備考		
							指 標	現状値		目標値				
								数値	単 位	数値	単 位			
1. 供給力・体質強化計画 の策定		社												
※附属事務費 合 計														
2. 木材加工流通施設等整 備		社												
※附属事務費 合 計														
3. 間伐材生産		社												
※附属事務費 合 計														
4. 路網整備		社												
※附属事務費 合 計														
5. 高性能林業機械等の整 備		社												
※附属事務費 合 計														
総 計														

(注)

1. メニューごとの個別指標については、要領別表3による事項を記載すること。

2. 事業種目については、要領別表1の該当事業種目を、事業内容については、要領別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。

ただし、間伐材生産の場合の事業内容については、要領別表1の事業種目及び数量を記載し、さらに関連条件整備活動等の場合はこれに加えて工種又は区分も括弧書きで並記すること。

3. 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。

4. 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。

5. その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)

(1) 高性能林業機械等の整備については、要領別表2の1の3の(3)に定める3年間の各年度の供給力・体質強化計画に基づき実施する間伐材生産量並びに事業実施主体全体の素材生産量及び3年間平均の素材生産量

(2) 木材加工流通施設等整備及び高性能林業機械等の整備について、貸付けを行う事業を実施する場合は、利用者の名称

(3) 高性能林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、(ハイブリッド型)と記載すること。

6. 都道府県内に複数の供給力・体質強化計画がある場合、備考欄には、供給力・体質強化計画の名称を記載すること。

* 行については、適宜加除のこと。

(削る。)

様式4

〇〇年度 都道府県年度事業計画（〇回目）支払請求書

番 号
年 月 日

基金設置団体の長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で承認のあった平成 年度 都道府県年度事業計画について、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）第4第1項第4号の規定に基づき、請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を請求する。

記

	都道府県年度事業計画に基づく基金活用事業費 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A) - (B + C)	備考
合板・製材生産性強化基金活用事業					
計					

(削る。)

様式 5

〇〇年度 合板・製材生産性強化対策基金事業資金報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

住 所
団 体 名
代 表 者 名

国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領(平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知)第5第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収入 単位：円

項 目	金 額
1 前年度繰越金	
2 基金造成補助金交付額	
3 利子等運用益	
4 その他の収入額	
合 計	

2 支出 単位：円

項 目	金 額
1 都道府県への補助金額	
2 基金管理運営費	
合 計	

3 事業資金残金 単位：円

収入－支出	
-------	--

添付資料 都道府県ごとの内訳が分かる資料

様式 4

体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況報告

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知) 第 6 第 1 項の規定に基づき、下記の体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況について報告します。

記

(計画名を以下により記載する)

計画：

※ 体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況報告には、別紙を添付する。

様式 6

供給力・体質強化計画に掲げた目標指標の達成状況報告

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領 (平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知) 第 6 第 1 項の規定に基づき、下記の供給力・体質強化計画に掲げた目標指標の達成状況について報告します。

記

(計画名を以下により記載する)

計画：

※ 供給力・体質強化計画に掲げた目標指標の達成状況報告には、別紙を添付する。

別紙

1 体質強化・花粉削減計画の名称

--

2 実績及び達成率

(略)	(略)			(略)			(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

注) 1～4 (略)

5 上記によるほか、実施要領別表3及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）を踏まえて記載する。

6 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第6第3項の規定に基づく報告の場合は、「現状値」を「目標値」に、「目標値」を「実績値」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

別紙

1 供給力・体質強化計画の名称

--

2 実績及び達成率

(略)	(略)			(略)			(略)		備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

注) 1～4 (略)

5 上記によるほか、実施要領別表3及び国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）を踏まえて記載する。

6 国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領第6第3項の規定に基づく報告の場合は、「現状値」を「目標値」に、「目標値」を「実績値」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

様式 5

改善措置実施報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第6第2項の
規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

1. 基本的事項

(1) 目標

(2) 事業実施箇所

(3) 事業実施主体

(4) 個別指標の達成状況

2. 改善措置の内容 (要因分析・今後の改善策等を記載)

3. 改善措置の実施時期

4. 添付書類

(1) 事業実施主体による改善計画

(2) 中小企業診断士等による経営診断

(新設)

様式 6

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第8の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定を受ける前に事業に着手したいので届け出ます。

(略)

様式 7

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領第9の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定を受ける前に事業に着手したいので届け出ます。

(略)

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。